

四日市港管理組合公報

第935号

平成26年3月31日

月曜日

目次

規則

- 四日市港管理組合行政組織規程の一部を改正する規則 (経営企画課) 2

訓令

- 四日市港管理組合庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 18
○四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 18
○四日市港管理組合公文書整理保存規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 23
○四日市港管理組合公印取扱規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 24
○四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令 (経営企画課) 25
○四日市港管理組合職員研修規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 26
○四日市港管理組合当直規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 26
○四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 27
○四日市港管理組合公有財産評価会議設置規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 30
○四日市港管理組合職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 31
○四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 32
○四日市港管理組合職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (経営企画課) 32

告 示

○四日市港の港湾隣接地域の一部を改正する告示

(整備課) 33

公 告

○平成26年度四日市港管理組合一般会計等予算の公表

(経営企画課) 33

規 則

四日市港管理組合行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合規則第2号

四日市港管理組合行政組織規程（平成19年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

四日市港管理組合行政組織規則

第2条中「規程」を「規則」に改める。

第3条を次のように改める。

（経営企画部の分課の設置）

第3条 経営企画部に次に掲げる課を置く。

(1) 総務課

(2) 企画課

(3) 振興課

(4) 港営課

(5) 整備課

(6) 施設保全課

第4条第1項中「経営企画課」を「総務課」に改め、第32号を削り、第33号を第32号とし、第34号から第37号までを1号ずつ繰り上げ、第38号を削り、第39号を第37号とし、同項第40号中「及びプロジェクト」を削り、同号を同項第38号とし、同条第2項から第5項までを次のように改める。

2 企画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中長期の計画・立案、総合的な方向性の提案（長期構想等の進捗管理を含む。）に関すること。
- (2) 伊勢湾連携の企画調整に関すること。
- (3) 伊勢湾連携協議会・幹事会の運営に関すること。
- (4) 伊勢湾連携における港湾コスト低減及び利便性向上に関すること。
- (5) 港湾運営の民営化の推進に関すること。
- (6) 国際産業ハブ港に関すること。
- (7) 港湾の指定統計に関すること。
- (8) 港湾統計資料の収集に関すること。

3 振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 親しまれる港づくりに関すること。
- (2) 港湾の広報活動に関すること。
- (3) 四日市港ポートビルの施設（展望展示室に限る。）の管理運営に関すること。
- (4) 姉妹港との交流に関すること。
- (5) 航路誘致及び集荷の拡大に関すること。
- (6) 貿易関係資料の収集に関すること。

4 港営課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の免許権者の事務に関すること。
- (2) 港湾区域内及び港湾隣接地域内における工事等の規制に関すること。
- (3) 臨港地区内の分区における構築物等の規制に関すること。
- (4) 港湾区域内における行為の規制等に関すること。

- (5) 海岸保全区域内における占用許可及び行為の規制等に関すること。
- (6) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成16年法律第31号)に基づく港湾保安対策事務に関すること。
- (7) 港湾施設使用料、入港料、水域占用料及び海岸占用料の制定、改廃及び徴収に関すること。
- (8) 港湾料率表の作成及び公表に関すること。
- (9) 直轄工事に係る国有財産の管理受託及び借受に関すること。
- (10) 港湾区域内の巡視、消火、救難及びその他海難防止に関すること。
- (11) 放置艇対策に関すること。
- (12) 所属船舶の管理及び補修に関すること。
- (13) 船舶及び海洋施設から排出される廃棄物、廃油の処理及び沈没船等の除去に関すること。
- (14) 港内業務の承認に関すること。
- (15) 港内の清掃に関すること（港営課の所管に属するものに限る。）。
- (16) 船舶乗組員及び港湾労働者の福利厚生に関すること。
- (17) 特定国際コンテナ埠頭の貸付、運営事業者との調整等に関すること。
- (18) 港湾運送事業（検数事業等を除く。）についての意見の具申及び許可通知の受理に関すること。
- (19) 港内における荷役作業その他の埠頭作業の調整指導に関すること。
- (20) 所管施設の日常監視に関すること。
- (21) 船舶の出入港届の受理に関すること。
- (22) 入港船舶の船席指定及び着離岸船舶の立会に関すること。
- (23) ひき船の使用及びあっせん等に関すること。
- (24) 航路自主航行調整に関すること。
- (25) その他港湾施設（水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設、航行補助施設、荷さばき施設、旅客施設、保管施設、船舶補給施設、廃棄物処理施設、港湾厚生

施設、施設用地、港湾役務提供用船舶、港湾管理用移動施設及び管理事務所）の運営及び使用規制等に関すること（港営課の所管に属するものに限る。）。

5 整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 港湾計画に関すること。
- (2) 港湾整備にかかる企画、調査及び調整に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (3) 港湾・海岸事業の基礎調査に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (4) 公有水面の埋立及び施設利用の基本計画に関すること。
- (5) 四日市港港湾審議会に関すること。
- (6) 港湾区域、港湾隣接地域及び分区（臨港地区）の指定及び変更に関すること。
- (7) 海岸保全区域の指定の同意に関すること。
- (8) 港湾の環境計画に関すること。
- (9) 港湾区域内における水質、底質等の調査及び環境調整に関すること。
- (10) 港湾区域内の水質保全に関すること。
- (11) 環境影響評価に関すること。
- (12) 工事契約、工事経理に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (13) 国庫補助関係事務、国直轄事業負担金事務に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (14) 港湾環境整備負担金等に関すること。
- (15) 公有水面埋立申請事務及び未竣工地の管理に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (16) 施設認定に関すること。
- (17) 港湾整備事業及び海岸保全施設整備事業の年度事業計画に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。
- (18) 港湾整備事業、海岸保全施設整備事業及び埋立事業に係る工事の調査、設計、施行及び監督に関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。

(19) 港湾災害復旧事業及び港湾災害関連事業に係る工事の調査、設計、施行及び監督に
関すること（整備課の所管に属するものに限る。）。

(20) 設計単価歩掛に關すること。

(21) 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域における環境整備事業に係る工事の調査、設
計、施行及び監督に關すること（整備課の所管に属するものに限る。）。

第4条に次の1項を加える。

6 施設保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 施設保全にかかる企画及び総合調整に關すること。

(2) 港内の海象調査及び気象調査に關すること。

(3) 港湾台帳及び海岸保全区域台帳に關すること。

(4) 工事契約、工事経理に關すること（施設保全課の所管に属するものに限る。）。

(5) 国庫補助関係事務、国直轄事業負担金事務に關すること（施設保全課の所管に属す
るものに限る。）。

(6) 港湾整備事業及び海岸保全施設整備事業に係る工事の調査、設計、施行及び監督に
関すること（施設保全課の所管に属するものに限る。）。

(7) 港湾災害復旧事業及び港湾災害関連事業に係る工事の調査、設計、施行及び監督に
関すること（施設保全課の所管に属するものに限る。）。

(8) 港湾区域、臨海地区及び港湾隣接地域における工事等の規制に係る技術審査に關す
ること。

(9) 港湾施設及び海岸保全施設の維持補修に關すること（施設保全課の所管に属するも
のに限る。）。

(10) 電気、建築、機械、けい船浮標及び船舶工事の実施に關すること（施設保全課の所
管に属するものに限る。）。

(11) 外かく施設（水門、樋門、防潮扉及び逆流防止弁）、海岸保全施設（水門、樋門、防
潮扉及び逆流防止弁）及び電気施設の管理に關すること。

(12) 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域における環境整備事業に係る工事の調査、設

計、施行及び監督に関すること（施設保全課の所管に属するものに限る。）。

(13) 港湾環境整備施設の維持管理に関すること。

(14) 防災対策本部に関すること。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第3項第4号中「経営企画部の分課及びプロジェクト」を「課」に改める。

第5条の2中「経営企画部の分課」を「課」に改める。

第6条を次のように改める。

（職制）

第6条 次の表の左欄に掲げる職を部、課及び出納室に置き、その職の職務はそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職務
部長	管理者の命を受けて部の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
理事	管理者又は上司の命を受けて特定政策に関する事務を掌理する。
次長	部の事務又は部の特定の事務について部長を補佐して部下職員を指揮監督し、部長に事故があったときは、その職務を代理する。
課長	上司の命を受けて、課の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
室長	上司の命を受けて、出納室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
副課長	課長を補佐し、上司の命を受けて担当の事務又はあらかじめ定められた事務を掌理し、担当内の職員又はあらかじめ定められた事務を処理する職員を指揮監督する。
参考	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
副参考	
企画員	上司の命を受けて部の企画に関する事務を処理する。
主幹	上司の命を受けて特定の事務を処理する。
主査	上司の命を受けて特定の事務又は一般の事務を処理する。

2 前項に定めるもののほか、課及び出納室に主事、技師及び別に定める職を置き、その職の職務は、それぞれ上司の命を受けて担当の事務を処理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特定の事務を処理させるために、次の表の左欄に掲げる職を部又は課に置き、その職の職務はそれぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

職	職	務
調整監	上司の命を受けて特定課題に関する事務を処理する。	
検査監	上司の命を受けて營繕工事又は建設工事の検査及び工程管理並びに特定の事務を処理する。	
船長及び 機関長	上司の命を受けてひき船に関する事務及びあらかじめ定められた担当の事務を処理する。	

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じて、課及び出納室に事務又は技術に従事する職員として、嘱託を置くことができ、当該職員が所掌する職務の名称を冠するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、課及び出納室に現業に従事する職員として総括技術員、主任技術員及び技術員を置き、その職種は総務技術員とする。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(四日市港管理組合公報発行規則の一部改正)

2 四日市港管理組合公報発行規則（昭和41年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「配付」を「配布」に改める。

第4条第1項から第4項まで、第5条及び第6条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第7条を削る。

第8条の見出しを「(配布)」に改め、同条第1項中「無償で配付」を「配布」に改め、同項第1号中「及びプロジェクト」を削り、同条第2項中「配付」を「配布」に改め、同条を第7条とする。

第9条及び第10条を削る。

第1号様式及び第2号様式を削る。

(四日市港管理組合庁舎等管理規則の一部改正)

3 四日市港管理組合庁舎等管理規則（昭和50年四日市港管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「管理課千歳担当」を「港営課千歳担当」に改め、同条第3号中「、プロジェクト」を削る。

第3条第3項中「経営企画課長」を「総務課長」に、「管理課千歳地区駐在」を「港営課千歳駐在」に、「管理課長」を「港営課長」に改める。

第8条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第9条中「経営企画課長の承認を受けなければならない」を「総務課長が定めるシステムにより使用を申し込まなければならない」に改める。

第3号様式中「経営企画課長 あて」を「総務課長 宛て」に改める。

第4号様式中「四日市港管理組合管理者 あて」を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。

(四日市港管理組合情報公開審査会規則の一部改正)

4 四日市港管理組合情報公開審査会規則（平成14年四日市港管理組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

(四日市港管理組合個人情報保護審査会規則の一部改正)

5 四日市港管理組合個人情報保護審査会規則（平成21年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

(四日市港管理組合公印規則の一部改正)

6 四日市港管理組合公印規則（昭和41年四日市港管理組合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「名称、規格及び取扱いの」を「規格等とともに、使用その他公印の取扱い

に関する」に改める。

第2条第2号ト中「及び推進監」を削る。

第3条中「保管する課」の次に「(室を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条中「については」を「関し必要な事項は、」に改める。

別表保管する課の欄を次のように改める。

保 管 す る 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
経営企画部 総 務 課
出 納 室
出 納 室
経営企画部 総 務 課
出 納 室
出 納 室
経営企画部 総 務 課
各 課
経営企画部 総 務 課、 振興課及び 港 営 課

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

- 7 職員の管理職手当に関する規則（昭和41年四日市港管理組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 職の欄を次のように改める。

職
部長
理事
次長
参考事
総務課長
振興課長
港営課長
整備課長
施設保全課長
企画課長
出納室長
議会事務局長
監査委員事務局長
調整監
検査監
副参考事

(四日市港管理組合退職手当審査会規則の一部改正)

- 8 四日市港管理組合退職手当審査会規則（平成22年四日市港管理組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

(四日市港管理組合財務規則の一部改正)

- 9 四日市港管理組合財務規則（昭和41年四日市港管理組合規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「寄付」を「寄附」に改める。

第2条第1号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に改め、「。以下「行政組織規程」という。」を削り、「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、「、同条第2項に規定する伊勢湾連携プロジェクト」を削る。

第3条第2項第1号及び第20条第1項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第21条第1項中「経営企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項第2号中「工事の施工」を「工事の施行」に改める。

第161条第2項第2号及び第169条第1項第4号中「寄付」を「寄附」に改める。

第170条中「評価格」を「評価額」に、「寄付等」を「寄附等」に改める。

第176条の見出しを「(寄附)」に改め、同条中「寄付の」を「寄附の」に、「寄付採納調書」を「寄附採納調書」に改める。

第207条第1号中「係長」を「主査」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第21条関係）

支出負担行為及び工事の施行に関する合議区分表

区 分		合 議 区 分	
		経営企画部長	総務課長
1	交際費		全額
2	需用費	食糧費	全額
3	委託料	5,000万円以上	50万円以上
4	工事請負費	2億円以上	50万円以上
5	公有財産購入費	2,000万円以上	2,000万円未満
6	備品購入費	7,000万円以上	100万円以上
7	負担金、補助及び交付金		全額
8	貸付金		全額
9	補償、補填及び賠償金	補償金及び 補填金	2,000万円以上
		賠償金	300万円以上
10	投資及び出資金	電信電話料	全額
		その他	全額
11	積立金		全額

別表第1－2中「寄付金」を「寄附金」に改める。

様式目次中「寄付採納調書」を「寄附採納調書」に改める。

第67号様式を次のとおり改める。

第67号様式(第176条)

寄附採納調書

年月日

採納同 合議	管理 者	副 理	管 理 者	部 長	次 長	課 長	主 幹	主 査	担 当	出 納 員	会 計 員
合議									登記年月日印		
									年月日印		
年月日付で、次のとおり寄附の申込みがあつたので、採納してよろしいか。											
寄附申込者 住 所 氏 名											
寄附の目的 及び条件											
採否についての 意 見											
(大分類) 寄附の品目	(小分類)		数 量	評 価 額			摘要				
()	()			円							
()	()										
()	()										
課 長	主 幹	主 査	担 当	出 納 員	(備 考)						
上記の物品を請求します。					上記の物品を受領しました。						
年月日					年月日						
(職氏名) 印					(職氏名) 印						

規格A4縦

(四日市港管理組合公有財産規則の一部改正)

10 四日市港管理組合公有財産規則（昭和59年四日市港管理組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に、「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、「、同条第2項に規定する伊勢湾連携プロジェクト」を削る。

第4条第2項中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に、「経営企画課」を「総務課」に改める。

第5条第2項、第20条第2項及び第34条から第37条までの規定中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「四日市港管理組合管理者　あて」を「四日市港管理組合管理者　宛て」に改める。

第3号様式（その1）及び第3号様式（その2）中「課長　あて」を「課長　宛て」に改める。

第3号様式（その3）中「経営企画課長　あて」を「総務課長　宛て」に改める。

第4号様式から第7号様式までの規定中「四日市港管理組合管理者　あて」を「四日市港管理組合管理者　宛て」に改める。

第11号様式中「経営企画課長　あて」を「総務課長　宛て」に改める。

(四日市港管理組合公舎管理規則の一部改正)

11 四日市港管理組合公舎管理規則（昭和41年四日市港管理組合規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「経営企画課長」を「総務課長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項中「所属長を経由して」を削る。

第16条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

四日市港管理組合管理者 宛て

現所属

職氏名

印

公舎（自動車保管場所を除く。）使用申込書

下記により、公舎（自動車保管場所を除く。）を使用したいので四日市港管理組合公舎
管理規則第5条第1項の規定により申し込みます。

なお、承認後は、同規則を遵守し、義務を履行します。

記

- 1 申込事由
- 2 申込者の現住所
- 3 2の居住形態（自宅、借家、借間等の別）
- 4 3の現住部屋数

（畳間　　室、畠間　　室、畠間　　室）

- 5 3が借家、間借の場合の貸借条件
 - (イ) 貸借料
 - (ロ) 貸借期間
 - (ハ) その他条件

- 6 同居を希望する家族

氏名	続柄	年齢	職業（勤務先）	備考

- 7 入居希望日 年　月　日

「四日市港管理組合管理者 氏名 あて

第2号様式中

所属課名

氏名印」

「四日市港管理組合管理者 宛て

を

現所属

に改める。

職氏名

印」

「所属課名

氏名様

第3号様式中

四日市港管理組合

管理者 氏名印」

「氏名 様

を

に、「さき

四日市港管理組合管理者

印」

に」を「 年 月 日に」に、「許可する」を「許可します」に、「前記入居期間内請書を提出し入居すること」を「前記入居期間内に公舎（自動車保管場所を除く。）借受請書（第5号様式）を提出し入居してください」に、「取消すものとする」を「取り消すものとします」に改める。

「所属課名

氏名様

第4号様式中

四日市港管理組合

管理者 氏名印」

「氏名 様

を

に、「許可

四日市港管理組合管理者

印」

する」を「許可します」に改める。

「四日市港管理組合

管理者 氏 名 あて
 第5号様式中 所属課名
 氏名 印」
 「四日市港管理組合管理者 宛て
 を に、「誓約
 氏名 印」
 いたします」を「誓約します」に改める。

「四日市港管理組合

管理者 氏 名 あて
 第6号様式中 所属課名
 氏名 印」
 「四日市港管理組合管理者 宛て
 を に、「誓約
 氏名 印」
 いたします」を「誓約します」に改める。

「四日市港管理組合

管理者 氏 名 あて
 第7号様式中 所属課名
 氏名 印」
 「四日市港管理組合管理者 宛て
 を 所属 に、「退舍
 氏名 印」
 いたしたいからお届けいたします」を「退舍します」に改める。

「四日市港管理組合

管理者 氏 名 あて
 第8号様式中 所属課名
 氏名 印」

「四日市港管理組合管理者 宛て

を

所 属

に、「返還

氏 名

印」

いたしたいのでお届けいたします」を「返還します」に改める。

訓 令

四日市港管理組合訓令第1号

府 中 一 般

四日市港管理組合庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合庁舎防火等管理規程（昭和50年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

第7条第2項及び第3項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第2号

府 中 一 般

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合文書規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合文書規程（平成12年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「組合の所掌する事務に関するすべての書類をいう。」を「職員が職務上作成し、又は取得した書類、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、職員が組織的に用いるものとして、管理者が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」に改め、同項第2号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に、「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、「同条第2項に規定する伊勢湾連携プロジェクト並びに」を削る。

第3条第1項中「正確かつ迅速、丁寧」を「正確、迅速かつ適切」に改め、同条第2項中「に基づく文書」を「の規定に基づく公文書」に、「適切」を「適正」に改め、同条第4項を削り、同条第3項中「許可」を「承認」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 文書は、四日市港管理組合個人情報保護条例（平成21年四日市港管理組合条例第1号）第9条第1項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するよう、細心の注意を払って取り扱わなければならない。

第4条（見出しを含む。）、第6条及び第7条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第8条第1項第1号ウ中「あいさつ状」を「挨拶状」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「総務課長」に、「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第4項中「経営企画課」を「総務課」に改める。

第12条中「発信者名は、」の次に「原則として」を加える。

第15条第1項第5号及び第2項中「あて先」を「宛先」に改め、同条第4項中「又はプロジェクト」を削る。

第18条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第24条第1項中「、プロジェクト」を削り、「室あて」を「室宛て」に改める。

第25条第1項中「経営企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「総務課長」に、「経営企画課」を「総務課」に改め、同条第4項中「経営企画課」を「総務課」に改める。

第26条、第29条及び第30条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

例	示	発信者名
1 国の機関宛てのもの（大臣に準ずる者宛てのものに限る。） 2 その他副管理者名によることを適当とするもの		副 管理 者
1 国の機関宛てのもの（大臣又は大臣に準ずる者宛てのものを除く。） 2 地方公共団体の機関宛てのもの（当該地方公共団体の長又は当該地方公共団体の議会の長宛てのものを除く。） 3 個人又は団体の長宛てのもの 4 課（室）長宛てのもの 5 その他部長名によることを適当とするもの		部 長
1 課（室）長宛ての軽易なもの 2 その他課（室）長名によることを適当とするもの		課（室）長

別表第2を次のように改める。

別表第2（第22条関係）

総務課（総）

企画課（企）

振興課（振）

港営課（港）

整備課（整）

施設保全課（施）

出納室（出）

「 「

第3号様式中 あて先 を 宛先 に改める。

」 」

「 「

第6号様式中 あて先
又は出所 を 宛先
又は出所 に改める。

」 」

「 「

第7号様式中 あて先又は出所 を 宛先又は出所 に改める。

」 」

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（起案用紙A）（第13条関係）

				決 裁 区 分							
				管理者	副管理者	部 長					
				次 長	課 長	副課長					
分類記号		保 存 期 間		永久	10	5	3	1	1	未	
起 案	年 月 日	校合	公印	文書番号 第 号							
決 裁	年 月 日			発送部数 部			発送済印				
文書の日付	年 月 日	公報 登載	年 月 日 定例第 号								
処理期限	年 月 日		(増刷 部) 号外								
起 案 者	課 担当 (電話)	取扱 区分	通常 書留 配達証明 内容証明 電報 速達 配達記録 ファクシミリ 電子メール その他 ()								
宛 先	経由	発信者名	管理者 副管理者 部 長 課 長 公 印 (要 ・ 不 要)								
標 題											
決 裁	管理者 副管理者 副管理者 部 長 次 長 課 長 副課長										
合 議	(課名) 課 長 課 長 課 長										
会 議	(出納) 会計管理者 出納室長										

四日市港管理組合
(規格A4)

- 注 1 回議は、必要最小限の範囲に止めること。
- 2 裏面は、第10号様式その1と同じとする。ただし、ワードプロセッサー等を用いて作成する場合は、案文を記載する欄のけい線等を省略することができる。

第15号様式中「氏名印 経営企画課長 印」を「氏名印 総務課長印」に改める。

「 」「 」

第16号様式中 「あて先」 を 「宛先」 に改める。
」 」

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第3号

府 中 一 般

四日市港管理組合公文書整理保存規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合公文書整理保存規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合公文書整理保存規程（平成14年四日市港管理組合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に、「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、「同条第2項に規定する伊勢湾連携プロジェクト並びに」を削る。

第5条第1項、第8条第4項及び第9条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第4号

序 中 一 般

四日市港管理組合公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合公印取扱規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合公印取扱規程（昭和41年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及びプロジェクト」を削る。

第3条第1項中「経営企画部経営企画課（以下「経営企画課」という。）」を「経営企画部総務課」に改め、同条第2項中「経営企画部経営企画課長（以下「経営企画課長」）」を「経営企画部総務課長（以下「総務課長」）」に改め、同項第3号中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第4条第1項及び第2項、第7条第1項並びに第8条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

「

保管する
課、プロ
ジェクト
及び室

を

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第3条関係）」に、

」

「

保管する
課名

に改める。

」

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第4条関係）」に、「公印新調（改刻）承認願」を「公印新調（改刻）承認申請書」に、「経営企画課長 あて」を「総務課長 宛て」に、「承認願います」を「承認してください」に改める。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第4条関係）」に、「経営企画課長 あて」を「総務課長 宛て」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第4条関係）」に、「経営企画課長 あて」を「総務課長 宛て」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第8条関係）」に、「経営企画課長 あて」を「総務課長 宛て」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第5号

序 中 一 般

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員の服務に関する訓令（昭和56年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号の表左欄中「（推進監を含む。以下同じ。）」及び「及びプロジェクト」を削る。

第21条中「経営企画課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第6号

序 中 一 般

四日市港管理組合職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員研修規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員研修規程（平成13年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第5条第1項中「国」の次に「、三重県、四日市市」を加える。

第6条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第7号

序 中 一 般

四日市港管理組合当直規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合当直規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合当直規程（昭和41年四日市港管理組合訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第4条を削る。

第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条の見出しを「（当直の報告）」に改め、
同条中「記入し、翌朝（当日が休序日であるときは次の勤務日）主務課長の検閲を受けな

ければならない」を「記入のうえ、次の開庁日に主務課長に報告しなければならない」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第8号

府 中 一 般

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員被服等貸与規程（昭和53年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第5条第1項中「払下げる」を「払い下げる」に、同項第3号並びに同条第2項及び第3項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第6条第1項中「経営企画課長」を「総務課長」に、「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第7条から第9条までの規定中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

所 属	職 員	品 目	数 量	期 間
各所属共通事項	四日市港管理組合防災体制要綱に基づく要員のうち、他の貸与規定にあてはまらない職員	作業服（上） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴	1 1 1 1	4 4 4 4
経営企画部 港営課	船舶に乗務する職員	作業服（上・冬） 作業服（上・夏） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴 帽子 安全靴（短）	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 3 2 3 3
	千歳のひき船運行業務に関わる職員	作業服（オーバーオール）	1	2
	現場業務に従事する職員（船舶に乗務する職員を除く。）	作業服（上・冬） 作業服（上・夏） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴	1 1 1 1 1	1 2 1 3 3
整 備 課	現場業務及び環境調査に従事する職員	作業服（上・冬） 作業服（上・夏） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴 安全靴（長）	1 1 1 1 1 1	2 2 1 3 3 3
	庶務・工事契約に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴	1 1 1 1	4 2 4 4
施 設 保 全 課	現場業務に従事する職員	作業服（上・冬） 作業服（上・夏） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴 安全靴（長）	1 1 1 1 1 1	2 2 1 3 3 3
	庶務・工事契約に従事する職員	作業服（上） 作業服（下） 雨合羽 ゴム長靴	1 1 1 1	4 2 4 4

備考 作業服で貸与期間が3年以下のものについては、貸与を受ける資格を取得した最初の貸与に限り数量を2とする。この場合において作業服の最初の貸与期間は、期

間の欄中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」と、「3」とあるのは「4」とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2 共用貸与品

設置箇所 貸与品	防寒服	保安帽	備考
総務課	13	22	防寒服について 総務課、企画課、振興課、出納室及び議会事務局・監査委員事務局分については、総務課で保管
企画課		4	
振興課		12	
出納室		2	
議会事務局 監査委員事務局		2	
港営課	30	30	
整備課	15	15	
施設保全課	18	18	

数量は以内（貸与年度の在籍人数内）とする。

第1号様式中「四日市港管理組合管理者 あて」を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。

「
四日市港管理組合
第3号様式から第6号様式まで及び第8号様式中を
あて を
管 理 者
」

「
四日市港管理組合
宛て に改める。
管 理 者
」

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第9号

序 中 一 般

四日市港管理組合公有財産評価会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合公有財産評価会議設置規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合公有財産評価会議設置規程（昭和50年四日市港管理組合訓令第2号）
の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に、「掌る」を「つか
さどる」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

経営企画部長

経営企画部理事

経営企画部次長

総務課長

企画課長

振興課長

港営課長

整備課長

施設保全課長

別表第3中「経営企画課」を「総務課」に、「管理課」を「港営課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第10号

庁 中 一 般

四日市港管理組合職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員事故事務取扱規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員事故事務取扱規程（昭和46年四日市港管理組合訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第2項中「部長」を「経営企画部長」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第8条第2項第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 経営企画部理事

(3) 経営企画部次長

(4) 総務課長

第8条第2項に次の1号を加える。

(5) 出納室長

第8条第3項中「前項第3号及び第4号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

第13条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

第1号様式中「四日市港管理組合管理者 あて」を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。

「
四日市港管理組合
第2号様式中 管理者 あて を「四日市港管理組合管理者 宛て」に改める。
」

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第11号

府 中 一 般

四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合安全運転管理規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合安全運転管理規程（昭和49年四日市港管理組合訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第6条第1項中「第8条」を「次条」に、「経営企画課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

第7条中「経営企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

四日市港管理組合訓令第12号

府 中 一 般

四日市港管理組合職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

四日市港管理組合職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

四日市港管理組合職員安全衛生管理規程（昭和59年四日市港管理組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「四日市港管理組合行政組織規程」を「四日市港管理組合行政組織規則」に、「第3条第1項」を「第3条各号」に改め、「同条第2項に規定する伊勢湾連携プロジェクトの長並びに」を削る。

第17条及び第34条中「経営企画部経営企画課」を「経営企画部総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

四日市港管理組合告示第4号

四日市港の港湾隣接地域（昭和41年四日市港管理組合告示第6号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

表備考2中「企画課」を「整備課」に改める。

公 告

平成26年度四日市港管理組合一般会計等の予算が平成26年3月28日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成26年3月31日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木英敬

平成26年度四日市港管理組合一般会計予算

平成26年度四日市港管理組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,101,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 3,423,547
	1 負担金	3,423,547
2 使用料及び手数料		564,758
	1 使用料	564,758
3 国庫支出金		416,250
	1 国庫負担金	335,000
	2 国庫補助金	81,250
4 財産収入		74
	1 財産運用収入	14
	2 財産売払収入	60
5 繰入金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
6 諸収入		22,353
	1 組合預金利子	550
	2 受託事業収入	2,910
	3 雑入	18,893
7 組合債		1,645,000
	1 組合債	1,645,000
歳 入 合 計		6,101,982

歳 出

款	項	金額
1 議会費		千円 19,736
	1 議会費	19,736
2 総務費		724,588
	1 総務費	714,835
	2 統計調査費	910
	3 監査委員費	8,843
3 港湾管理費		671,517
	1 港湾管理費	671,517
4 港湾建設費		2,143,229
	1 港湾建設費	2,143,229
5 公債費		2,541,912
	1 公債費	2,541,912
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,101,982

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成27年度～平成29年度	千円 396
施設整備保全業務委託等に係る契約	平成27年度	11,245
臨港橋開閉装置補修に係る契約	平成27年度	14,400

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 192,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会資本整備総合交付金事業費	220,000	"	"	"
一般管理費	10,000	"	"	"
港湾施設管理費	11,000	"	"	"
港湾施設維持補修費	139,000	"	"	"
国直轄事業負担金	1,073,000	"	"	"
計	1,645,000			

平成26年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算

平成26年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,441,189千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1,682,059
	1 使用料	1,682,059
2 財産収入		387,257
	1 財産運用収入	387,257
3 繰入金		403,353
	1 基金繰入金	403,353
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		58,520
	1 組合預金利子	396
	2 雑入	58,124
6 組合債		890,000
	1 組合債	890,000
歳 入 合 計		3,441,189

歳 出

款	項	金額
1 管理費		千円 663, 565
	1 施設管理総務費	325, 567
	2 施設管理費	203, 548
	3 ひき船事業費	134, 450
2 建設事業費		996, 070
	1 建設事業費	996, 070
3 公債費		1, 781, 554
	1 公債費	1, 781, 554
歳 出 合 計		3, 441, 189

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器賃借に係る契約	平成27年度	千円 15
施設整備保全業務委託等に係る契約	平成27年度	10,343
霞ヶ浦南ふ頭荷役機械改修事業に係る契約	平成27年度	41,143
霞ヶ浦南ふ頭コンテナターミナル受変電施設建設事業に係る契約	平成27年度	92,889
霞ヶ浦北ふ頭荷役機械建設事業に係る契約	平成27年度～平成28年度	800,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 64,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
霞ヶ浦南ふ頭荷役機械建設事業費	403,000	"	"	"
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	423,000	"	"	"
計	890,000			

平成25年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）

平成25年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ552,905千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,687,692千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 分担金及び負担金		3,430,848	△39,640	3,391,208
	1 負担金	3,430,848	△39,640	3,391,208
2 使用料及び手数料		580,001	△3,987	576,014
	1 使用料	580,001	△3,987	576,014
3 国庫支出金		549,667	△142,667	407,000
	1 国庫負担金	430,000	△101,000	329,000
	2 国庫補助金	119,667	△41,667	78,000
4 財産収入		1,237	19	1,256
	1 財産運用収入	42	19	61
6 諸収入		19,918	370	20,288
	1 組合預金利子	412	255	667
	3 雑入	18,596	115	18,711
7 組合債		1,607,000	△367,000	1,240,000
	1 組合債	1,607,000	△367,000	1,240,000
歳 入 合 計		6,240,597	△552,905	5,687,692

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 20,352	千円 △1,542	千円 18,810
	1 議会費	20,352	△1,542	18,810
2 総務費		670,860	15,696	686,556
	1 総務費	661,273	15,973	677,246
	3 監査委員費	8,677	△277	8,400
3 港湾管理費		579,459	△7,303	572,156
	1 港湾管理費	579,459	△7,303	572,156
4 港湾建設費		2,377,163	△559,260	1,817,903
	1 港湾建設費	2,377,163	△559,260	1,817,903
5 公債費		2,591,763	△496	2,591,267
	1 公債費	2,591,763	△496	2,591,267
歳 出 合 計		6,240,597	△552,905	5,687,692

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総務費	1 総務費	企 画 調 査 費	千円 15,130
3 港湾管理費	1 港湾管理費	港湾施設維持補修費	24,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	国補港湾改修事業費	380,000
4 港湾建設費	1 港湾建設費	社会資本整備 総合交付金事業費	342,347
4 港湾建設費	1 港湾建設費	単独港湾改修事業費	500

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設維持補修費	千円 41,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国補港湾改修事業費	千円 321,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 196,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機関資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
社会资本整備総合交付金事業費	247,000	"	"	"	178,000	"	"	"
国直轄事業負担金	1,039,000	"	"	"	825,000	"	"	"

平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ403,328千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,160,190千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 1,648,569	千円 117,950	千円 1,766,519
	1 使用料	1,648,569	117,950	1,766,519
2 財産収入		382,081	2,046	384,127
	1 財産運用収入	382,081	2,046	384,127
3 繰入金		500,648	△123,512	377,136
	1 基金繰入金	500,648	△123,512	377,136
5 諸収入		25,686	11,188	36,874
	1 組合預金利子	175	216	391
	2 雜入	25,511	10,972	36,483
6 組合債		1,937,000	△411,000	1,526,000
	1 組合債	1,937,000	△411,000	1,526,000
歳 入 合 計		4,563,518	△403,328	4,160,190

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管理費		千円 695, 257	千円 \triangle 1, 706	千円 693, 551
	1 施設管理総務費	352, 601	2, 725	355, 326
	2 施設管理費	205, 909	\triangle 4, 512	201, 397
	3 ひき船事業費	136, 747	81	136, 828
2 建設事業費		1, 992, 186	\triangle 395, 893	1, 596, 293
	1 建設事業費	1, 992, 186	\triangle 395, 893	1, 596, 293
3 公債費		1, 876, 075	\triangle 5, 729	1, 870, 346
	1 公債費	1, 876, 075	\triangle 5, 729	1, 870, 346
歳 出 合 計		4, 563, 518	\triangle 403, 328	4, 160, 190

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 管理費	1 施設管理総務費	四日市港事業調査費	千円 11,000
1 管理費	2 施設管理費	港湾施設維持補修費	3,000
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	84,582

変 更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 建設事業費	1 建設事業費	霞ヶ浦 北ふ頭 土地造成 事業費	千円 735,000	霞ヶ浦 北ふ頭 土地造成 事業費	千円 600,000

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設改修費	千円 236,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。	千円 177,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については定められた償還条件による。その他資金についての償還条件は、管理者が定める。ただし、組合財政の都合により繰上償還することができるものとする。
霞ヶ浦北ふ頭土地造成事業費	1,382,000	"	"	"	1,042,000	"	"	"
霞ヶ浦南ふ頭荷役機械建設事業費	319,000	"	"	"	307,000	"	"	"

購 読 料

年間 3,120円

(月額 260円)

平成26年3月31日発行

四日市市霞2丁目1番地の1

(電話 代表 059(366)7006)

四 日 市 港 管 理 組 合